

東京大学社会連携本部内規

平成30年3月29日

総長 裁定

改正 令和2年2月27日

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学基本組織規則第18条の規定に基づく室として設置される東京大学社会連携本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本部は、本学における社会連携を推進することを目的とする。

(業務)

第3条 本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 社会連携の企画及び連絡調整に関すること。
- (2) 社会連携事業の実施に関すること。
- (3) 国内外の企業及び個人等への渉外活動に関すること。
- (4) 東京大学基金に関すること。
- (5) 教職員及び卒業生等への寄附文化の醸成に関すること。
- (6) 卒業生及び関係同窓会等との連携事業の企画、実施に関すること。
- (7) 東京大学校友会に関すること。
- (8) その他社会連携の推進に関すること。

(組織)

第4条 本部に、本部長を置く。

2 本部に、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 社会連携部門
- (2) 渉外部門
- (3) 卒業生部門

3 前項各号に掲げる部門に、部門長を置く。

4 第2項各号に掲げる部門の組織及び運営については、別に定める。

(本部長)

第5条 本部長は、総長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

2 本部長は、本部の業務を総括する。

(副本部長)

第6条 本部長の下に、副本部長若干名を置くことができる。

- 2 副本部長は、本学の教職員のうちから、本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 副本部長は、本部長を補佐する。

(部門長)

第7条 部門長は、本部長が指名する者をもって充てる。

2 部門長は、部門を統括するとともに本部長を補佐する。

(戦略チーム)

第8条 第3条に掲げる業務を円滑に遂行するため、戦略チームを置く。

2 戦略チームの任務、構成等については、別に定める。

(運営会議)

第9条 本部に、第3条の業務に関する基本方針及び重要事項を審議するため、運営会議を置く。

2 運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(アドバイザリーボード)

第10条 本部の活動内容について本部長の諮問に応じるため、本部にアドバイザリーボードを置くことができる。

2 アドバイザリーボードに関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(事務)

第11条 本部の事務は、本部社会連携推進課が処理する。

(補則)

第12条 この内規に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この裁定は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和2年4月1日から実施する。